

## 加美町中新田保育所管理運営事業者審査選定委員会会議運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、加美町中新田保育所管理運営事業者審査選定委員会設置要綱（令和4年規則第32号）第6条の規定に基づき、加美町中新田保育所管理運営事業者審査選定委員会の会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 会議は公開とする。ただし、会議の審議内容が次の各号のいずれかに該当するときは、委員長は会議の一部または全部を非公開とすることができる。

- (1) 加美町情報公開条例（平成15年条例第10号）第7条に規定する非公開情報に関する事項
- (2) その他の会議を公開することにより、厚生・円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる事項

(会議録)

第3条 委員長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調整するものとする。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 議題及び議事の要旨
- (4) その他委員長が必要と認めた事項

(その他)

第4条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年5月2日から施行する。